

## 第5章 当事者の認識（太政官及び内務省）から見た「竹島外一島」

竹島資料勉強会

1. はじめに
2. 太政官と内務省の当事者の経歴と人間関係
  - (1) 当事者の経歴と人間関係
  - (2) 当事者の「竹島」及び「松島」への関わり
  - (3) まとめ
3. 太政官／内務省が見たであろう「竹島」及び「松島」に関する地図・文書
  - (1) はじめに
  - (2) 太政官／内務省における中央政府作製の文書・地図の保有状況
  - (3) 外務省との比較
4. おわりに

### 1. はじめに

明治9年10月5日、島根県は、内務省から同県に地籍編纂のために派遣されていた杉山栄蔵及び田尻賢信から、「竹島」の島根県の地籍編入について本省に照会をするように提案を受けた。これを受けて、島根県は同月16日、「竹島外一島」を島根県の地籍に編入してよいかとの照会を内務省に行った。内務省は調査を行い、過去の経緯を調べた結果「該島之儀ハ」本邦に関係ないことになったと見えるが、版図の取捨は重大な案件であるとして、明治10年3月17日、そのような判断でよいか太政官に指示を乞うた。そして、同月29日、太政官から内務省に対し、「竹島外一島」の件については、本邦関係ないものと心得るべきことという指令が出された<sup>1)</sup>。

この太政官から出された指令がいわゆる「明治10年太政官指令」である。本邦に関係ないこととされた島のうち「竹島」は、関連文書から17世紀末の元禄竹島一件で大谷・村川両家が幕府から渡海を禁じられた島と関係者が認識していた島であることには争いが無い。

---

<sup>1)</sup> 本稿を通して、島名に鍵括弧（「」）をつける場合は、当時の人間がそう呼んでいた島という意味であり、鍵括弧をつけない場合には、実際にその場所にある島という意味である。例外として実在しないアルゴノート島には鍵括弧をつけないが、これは物理的にその場所にあるとされた島という意味であり、その呼称についての議論と区別するために鍵括弧をつけていない。

しかし、「外一島」がいずれの島を指すのかについて様々な議論が行われている<sup>2)</sup>。また、韓国は、「外一島」が現在の竹島であるとして、当時の日本政府が現在の竹島について自国の領土ではないと認めた、あるいは朝鮮領として認めた揺るがない証拠であると主張している。

この「明治10年太政官指令」をめぐっては、『公文録』の「日本海内竹島外一島地籍二編纂方伺」の件(以下「本件」という)として綴じられている各種文書<sup>3)</sup>(以下「公文録関係文書」という)のテキストに焦点を当てられてきた。しかし、テキストを解釈する上においては、その執筆者がどのような背景や動機にもとづいてそのテキストを書いたかを確認することが重要と思われるが、その点については十分な検討が行われているとは言い難い。その原因の一つは、テキストだけを見れば「外一島」は現在の竹島であることは明確であるという主張であろう。例えば、池内敏名古屋大学教授は、『日本海内竹島外一島地籍編纂方伺』なる史料の解釈は、テキストそのものにきちんと即して解釈すれば結論は一つしかない。明治10年の日本政府中央は竹島(鬱陵島)と松島(竹島)は日本の版図外であると公式文書で表明している<sup>4)</sup>と述べている。実際には他稿のとおり、テキストだけを見ても、厳密に検討すれば「外一島」は現在の竹島とは考えられないことがはっきりする<sup>5)</sup>。「外一島」=現在の竹島を主張する論者が提唱する「テキスト重視主義」は、公文録関連文書の解釈において、当時の「竹島」及び「松島」をめぐり時代背景、すなわち島名の混乱を考慮に入れないための口実になっているという面は否めない。当時、欧米の地図やそれらも参考にしたと思われる日本政府作製の地図では、朝鮮半島と鬱陵島の間にあるとされた存在しない島アルゴノート島が「竹島」、鬱陵島(欧名ダジュレー島)が「松島」とされており、そして本件の検討時期はアルゴノート島が実際には存在しないことが次第に認識されていった時期に重なっている。したがって、「明治10年太政官指令」の対象が「竹島」と「松島」であることは確かであっても、それぞれいずれの島を指すのかということについては、両方同一の島を指すという可能性も含め、慎重な検討

---

2) 例えば、日本国内では、堀和生「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24号(1987年)103-104頁、内藤正中・朴炳涉『竹島=独島論争』(新幹社、2007年)80-95頁、杉原隆「竹島外一島之儀本邦関係無之について再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-」島根県ウェブサイト [https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04\\_j.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html) (最終アクセス2021年4月16日)、杉原隆「明治10年太政官指令-竹島外一島之儀ハ本邦関係無之-をめぐり諸問題」第2期島根県竹島問題研究会『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』(島根県、2011年)11-18頁、塚本孝「竹島領有権問題の経緯【第3版】」『ISSUE BRIEF』701号(2011年)4-5頁、池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会、2012年)137-149頁、塚本孝「元禄竹島一件をめぐって-付明治10年太政官指令」『島嶼研究ジャーナル』2巻2号(2013年)48-55頁、杉原隆「浜田県大参事藤原茂親と島根県参事境二郎-明治10年の「太政官指令」を再び考える」『郷土石見』101号(2016年)9-21頁、塚本孝「竹島領有権をめぐり韓国政府の主張について-政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討」『東海法学』52号(2016年)88-90頁、池内敏『竹島-もうひとつの日韓関係史』(中央公論新社(中公新書)、2016年)108-122頁。

3) 『公文録』第25巻明治10年3月内務省伺(一)所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187> (最終アクセス2021年4月16日)。

4) 池内『前掲書』(注2)(2012年)149頁。

5) 塚本孝「「太政官指令」と元禄の日朝交渉」当報告書第2章参照。

が必要なのである。このためには公文録関係文書のテキストだけの検討では不十分であり、本件に関わった当事者の経歴（「明治10年太政官指令」に至るまでどのように「竹島」及び「松島」に関わったかを含む）や人間関係、それに当事者が公文録関係文書以外にどのような資料を見たかを確認することが重要である。島根県側の当事者については他稿が詳細な検討を行うので、本稿においては太政官及び内務省側の当事者の背景や認識を検討してみることとする。

内務省側の主要な当事者として挙げられるのは、当時地理局長を務めていた元幕臣の杉浦讓であろう。後述するように書類上も島根県の伺の検討の中心となっていたことが確認できる。また、太政官側については、公文録関係文書の中の太政官内の決裁書である「立案第二十号」で、本局（太政官書記官局）の土方久元及び巖谷修が「明治10年太政官指令」の起案及び検討を行ったことが確認できる。さらに、公文録関係文書には登場しないものの、地誌編纂をその任務とし、内務省及び太政官の双方の当事者に影響を与えた太政官／内務省の地誌部門の長の塚本明毅についても検討を行うことが欠かせない。実際に、太政官修史局地誌掛と内務省の間の往復書類の中に、杉浦讓内務省地理頭から塚本明毅修史局一等修撰に対し、明治9年11月13日に「竹島松島」に関する「沿革書類図面トモ凡テ考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいので修史局にある文書等を貸してほしいと要請している<sup>6)</sup>。修史局地誌掛からは翌日、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』を貸し出す用意がある旨を返事している<sup>7)</sup>。杉浦の書簡には「御局御所蔵有之由」とあるし、修史局の返簡もすぐ翌日に出されているので、両者の間には本件についてこの書簡のやりとりに限らず一定のやりとりが行われていたことが推察される。また、このやりとりにより内務省は「外一島」が「松島」であることを認識していたことが確認できる。2. においては、これら「明治10年太政官指令」に関わった太政官と内務省の当事者の経歴や人間関係を見つつ、「明治10年太政官指令」に至るまでに彼らとその業務の中でどのように「竹島」及び「松島」に関わっていたかを検討することにより、彼らが本件検討の際に、どのような「竹島」及び「松島」認識を持っていたかを探ることとする。

3. においては、内務省や太政官の関係者が公文録関係文書以外にどのような資料を見たであろうかを確認する。上述の杉浦讓内務省地理頭の書簡には、「考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいとあり、明示的に検討したことがわかる文書（公文録関連文書（内務省が太政官への伺において「別紙書類」として摘採した『竹島紀事』を含む）、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』）以外のものも、内務省や太政官がアクセスのあった「竹島」及び「松島」に関する文書（地図を含む）は参照していることが推測される。幸い、内務省や太政官（特に地誌部門）が保有していた文書及び地図については、国立公文書館の「内閣文庫」並びに東京大学史料

---

6) 『内務省往復 修史局地誌掛 明治九年自一月至十二月』東京大学史料編纂所蔵（内務省地理局文書-C-014）。この資料については山崎佳子「隠岐島前竹島問題調査報告」『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（2019年）11頁注11。

7) 同上。

編纂所の「赤門書庫旧蔵地図」及び「内務省引継地図」に相当数が保管されている<sup>8)</sup>。太政官や内務省がいずれの文書や地図を保有していたあるいはアクセスが可能であったかについてはそれぞれの地図や文書に押された所蔵印で相当程度確認できる。

2. と 3. においては、外務省で同時代に行われた議論との比較という視点でも物事を捉えることにしたい。すなわち、同時代に外務省においては「竹島」及び「松島」が一島二名なのかそれとも別の島なのかということをめぐる激しい議論が行われ、その議論の過程は、外務省の北沢正誠が明治 14 年に『竹島考證』や『竹島版図所属考』にまとめており、当時の外務省内の議論が詳細に明らかになっている。これらの書物によれば、外務省における議論については、明治 9 年 7 月に武藤平学が「松島開拓之議」を提出するまでは外務省では「竹島」と「松島」は一島であるという認識が主であったことが示唆されている<sup>9)</sup>。また基本的に、「松島」は現在の竹島ではない前提 - すなわち、林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島 - で議論されており、現在の竹島についてはほとんど議論に登場し

---

8) 太政官の地誌部門は、明治 11 年に内務省地理局に異動し、さらに明治 23 年にその業務は帝国大学に移管された。そのため、東京大学史料編纂所には「内務省引継地図」及び「赤門書庫旧蔵地図」として旧太政官及び内務省の地誌部門が保有した地図が保管されている。また、内務省地誌部門が内務省図書局から「常借」となっていた地図類も、内務省図書局の地図類が内閣文庫所管となった後逐次内閣文庫に返還されており、現在、内閣文庫にも太政官 / 内務省の地誌部門の所蔵印が捺されている地図やアクセスが可能であった地図が保管されている。詳しくは鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ：赤門書庫旧蔵地図に残る初期海図の航跡」『東京大学史料編纂所研究紀要』第 23 号（2013 年）66-67 頁、千葉真由美「皇国地誌編纂過程における地図目録と地図主管の移動 - 東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」と関連地図目録の検討から」『東京大学史料編纂所研究紀要』第 14 号（2004 年）129-130 頁など。

9) 「此ヨリ先數年陸奥ノ士族武島一學ナル者アリ露領浦潮港ニ航シ路松島ナル者アルヲ望ミ九年七月東京於テ外務省ヘ之ヲ開拓センコトヲ建議ス於是松島竹島一島ニ非ラス二島タルノ説始テ出ツ」北澤正誠『竹島考證』下、第 7 号、国立公文書館所蔵（請求番号 単 01649100）同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/672392>（最終アクセス 2021 年 5 月 26 日）14 コマ。なお、「武島一学」は「武藤平学」の誤り。



ない<sup>10)</sup>。「外一島」が現在の竹島であるとの主張は、太政官や内務省が、当時の多くの公的地図に示される他の政府機関の認識とは異なり、現在の竹島を「松島」ととらえてきたことを必然的に意味する。「外一島」が現在の竹島であるとの主張が正しいとすれば、他の政府機関が公的地図等で鬱陵島を「松島」とする中であって太政官や内務省だけは現在の竹島を「松島」ととらえていたことになる。2. や3. においては、検討対象、すなわち当事者の経歴や人間関係、それに内務省や太政官で参照されたであろう地図や資料について、外務省のそれと比較しつつ、内務省や太政官が「外一島」=現在の竹島という認識を持っていたということがありうるのかどうかを検討したい。

4. において、2. 及び3. の検討を踏まえて結論を述べたい。

## 2. 太政官と内務省の当事者の経歴と人間関係

2. においては、太政官と内務省の当事者（具体的には、杉浦讓、塚本明毅、土方久元及び巖谷修）の経歴と人間関係等を見ていくこととする。(1) についてはそれぞれの経歴と人間関係を簡単に述べる。(2) においてはこれら当事者の明治10年までの「竹島」及び「松島」への関わりを確認する。(3) においては、(1) と (2) で記述した内容を踏まえて、太政官や内務省の当事者の「竹島」及び「松島」への認識が、外務省関係者のそれと異なっていて「松島」を現在の竹島と認識していたことがありえるか否かを検討する。

---

<sup>10)</sup> 北澤正誠『竹島考證』には、現在の竹島が「松島」ではないかと指摘する文書が一つだけ存在する（渡辺洪基「松島之議一」『竹島考證』下、第11号、同上、22コマ）。渡辺は、同文書で、「アルゴナウト」嶋なるものは存在せず、「松嶋」だとされる「デラセ」嶋は本来の「竹嶋」すなわち鬱陵島で、我松島なるものは、「ホルネットロックス」であって、「ホルネットロックス」が日本に属することは各国の地図に照らし明らかであるとしている。一方、渡辺は同時期にもう一本建議を出している（渡辺洪基「松島之議二」（『竹島考證』下、第12号、同上、23-26コマ）。こちらにおいては、「松島」「竹島」はすなわち鬱陵島であって、一島二名であると聞いていたが、旧鳥取県令に聞くと及我が国の古文獻にあたると二島あることは明らかであり、これを欧米の地図に照らして考えると松島はダジュレー島であり、アルゴノート島が金森謙（※『竹島図説』の作者）や戸田敬義（明治9～10年に東京府に「竹島渡海之願」を提出）のいうところの「竹島」だと考えられる、なぜなら金森・戸田の主張する「竹島」の全周は、ダジュレー島のそれとかなり異なることからである、などと主張している。両建議の内容は異なり、いずれが後に出されたものなのかについては議論がある。いずれにせよ、渡辺は後に『竹島考證』下、48-49コマ（以下の「松島巡視要否ノ議」への渡辺のコメント）では、「竹島」と「松島」が一島二名か別の島か調査すべしとしているが、ここでいう「松島」は林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島という前提の島であり、現在の竹島について我が国の領土であるという指摘は否定されていない。実際に、外務省は日本側第4回見解において、上述の渡辺の「松島之議一」の記述を援用している。なお、「松島巡視要否ノ議」（『竹島考證』下、第21号、同上、45-47コマ）の甲と丁（同第23号、同上、49-50コマ）の「聞クカ如キハ松島ハ我邦人ノ命スル名ニテ其実ハ朝鮮鬱陵島ニ属スル于山ナリ」の「松島」は、同様に、林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島という前提の島であり、現在の竹島が想定されているわけではない。『竹島考證』に整理される以前の渡辺洪基「松島之議」、「松島巡視要否ノ議」、「松島巡視要否ノ議」への渡辺のコメントなどについては、外交史料館に保管されている簿冊『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』に保管されており、アジア歴史資料センターデータベースにて閲覧可能。「1）渡邊洪基松島ノ議（参考）」JACAR Ref. B11091460400（最終アクセス2021年5月26日）。同簿冊の外交史料館における請求番号B-3-5-3-2。

## (1) 当事者の経歴と人間関係

### (イ) 杉浦讓<sup>11)</sup>

天保6(1835)年生まれであり、父は、甲府勤番支配同心(15俵2人扶持)であった。弘化2(1845)年、昌平坂学問所の甲府の分校徴典館に入学し、学業抜群の成績を見せて、徴典館教授手伝に就任。そこで、甲府に派遣されて徴典館学頭を務めた田辺太一(のちの外務省公信局長。「竹島」及び「松島」をめぐる外務省内での議論の中心人物の一人)を支え、能力を評価された。そして、文久元(1862)年、杉浦は、外国方に召し出されていた田辺からの声かかりで江戸に派遣され、外国奉行支配書物出役となり、その後、幕府崩壊まで田辺と杉浦は外国方で一緒に仕事をした。両者とも横浜鎖港談判使節団(文久3~4(1863~1864)年)、パリ万博遣仏使節団(慶應3(1867)年)でフランスに派遣されるなど幕末の外交を支えた(後者の使節団においては渋沢栄一と親しくなり、その親交は明治10年に杉浦が亡くなるまで続く)。杉浦は、幕末の混乱の中、外国奉行に次ぐ外国奉行支配組頭にまで出世した。

明治になり、しばらくは他の旧幕臣とともに静岡藩に下り、静岡学問所の教授となる。その後、渋沢や田辺らの手引きにより、明治3年民部省改正掛に入り、郵便制度の創設(同年)、富岡製糸場立ち上げ(同年)、戸籍法(同年~明治4年)及び廃藩置県後の府県業務整理(明治4年)など、明治初期の制度構築を推進、たちまちのうちに出世した。民部省では民部省駅通正、地理権正などを務めている。

明治4年から7年までは太政官正院にて勤務し、最高位は太政官権大内史・従五位(四等官)であった。その事務能力の高さから様々な職を兼任し、岩倉使節団留守事務局御用掛(明治4年~)及びウィーン万国博覧会御用掛(明治5年~)などを兼務した。明治5年に東京日日新聞創業免許願書を起案し、同年7月のマリア・ルース事件後「芸娼妓廃止意見」を提出するなど開明的な面でも杉浦は知られている。

明治7年に大久保利通に引っ張られて内務省地理寮地理頭に就任(四等官)。明治10年8月に気管支炎で亡くなるまで同職(明治10年1月からは地理局局长に改称)を務め、条約改正内務省要望書とりまとめ(明治7年)、府県整理(明治8年)、士族授産策・秩禄処分(明治9年)、官有山林事業推進(明治9~10年)などに従事した。

### (ロ) 塚本明毅<sup>12)</sup>

塚本明毅は、天保4年10月(1833年11月)に江戸で生まれ、田辺石庵(田辺太一の父)の塾にて儒学を学んだ。1850年頃 昌平坂学問所において、塚本明毅、田辺太一及び荒井郁之助(後の内務省地理局測量課長。妹は田辺太一の妻)の3人が三才子と称されたとされる。

安政2~4年(1855~1857年)、長崎海軍伝習所で、近代数学、航海術、測量などを学ぶ。

---

<sup>11)</sup> 杉浦讓の経歴は主に『杉浦讓全集』(杉浦讓全集刊行会、1979年)によった。

<sup>12)</sup> 塚本明毅の経歴は主に塚本学『塚本明毅—今や時は過ぎ、報国はただ文にあり』(ミネルヴァ書房、2012年)によった。

荒井郁之助などとともに近代数学や測量などに習熟した数少ない幕府出身受講者の一人であったとされる。

安政2(1857)年からは軍艦方で務める。文久元年～2年(1861～1862年)にかけて、田辺太一は外国方として、塚本明毅は軍艦方として小笠原諸島探索に同行。測量が得意なことを活かして「小笠原母島測量図」を作製している。塚本は、その後も勝海舟の失脚に巻き込まれて陸軍に左遷されていた一時期を除き、軍艦方で勤務を続け、事実上の艦長などを務めた(最高位は軍艦頭並)。

幕府崩壊後、杉浦譲と同様、静岡藩に下り、明治3年まで沼津兵学校の教授を務めた。この時期に日本初の近代数学の教科書『筆算訓蒙』を執筆した。同兵学校の教員が次々と中央政府に出仕を求められる中、一時期頭取も務めた。塚本は、廃藩置県による沼津兵学校の国への移管により一時期陸軍省所属となったが、明治5年9月太政官正院に異動。民部省への入省時準十一等であった杉浦とは異なり、最初から五等官の待遇であった<sup>13)</sup>。同月『皇国地誌』の編纂の必要性、同年11月に太陽暦への改暦を提言。いずれも採用され、前者については同地誌編纂のために明治5年10月に太政官正院外史所管の地誌課が設けられその課長となる。地誌部門は、その後、太政官正院内史所管の地誌課(明治6年5月～明治7年8月)、内務省地理寮地誌課(明治7年9月～明治8年9月)、太政官修史局地誌掛(明治8年9月～明治10年1月)、太政官修史館第三局乙(明治10年1月～明治10年12月)、内務省地理局地誌課(明治10年12月～)と目まぐるしく組織が変わったが、明治18年に亡くなるまで一貫してその長を務めた。在任中の成果としては「大日本国全図」や『日本地誌提要』が有名であり、これらについてはウィーン万博(明治6年)、第2回万国地理学会議(於：パリ、明治8年8月)、第3回万国地理学会議(於：ヴェニス、明治14年9月)などに出品して賞を受けている。しかし、晩年、特に、杉浦譲が亡くなった後は後任の桜井勉地理局長との路線対立などもあり不遇であり、『皇国地誌』も未完に終わった。

#### (ハ) 土方久元及び巖谷修<sup>14)</sup>

土方久元については、天保4(1833)年生まれで土佐藩出身であり、幕末には尊王攘夷派に傾倒。三条実美の知己を得て、幕末の志士として活躍した。明治維新後は、明治政府に出仕。東京府判事などを務めた。杉浦譲が太政官正院で勤務を始めた明治4年以降は、太政官内の組織変更に応じて枢密大史(明治4年7月～同8月)、大内史(明治4年8月～明治8年9月)、大史(明治8年9月～明治10年1月)、太政官書記官長兼調査局長(明治10年～)など、太政官においてずっと参議に次ぐ立場にあった。その後、明治18年の内閣制度発足に際して農商務大臣として

<sup>13)</sup> 塚本明毅は、陸軍省勤務時代に地誌編纂を任務として課されており、太政官正院に異動後もこれを継続することを企図した。島津俊之「明治政府の地誌編纂作業と国民国家形成」『地理学評論』75巻2号(2002年)91-92頁。

<sup>14)</sup> 土方久元の履歴は、秦郁彦『日本近現代人物履歴事典』第2版(東京大学出版会、2013年)、巖谷修の経歴は、橋口稔『巖谷一六』(2013年)国立国会図書館所蔵によった。

入閣。その後宮内大臣などを務めた。

巖谷修については、天保5（1834）年生まれで近江国水口藩出身であり、藩医を務める傍ら多くの勤王家と交流し、藩論を尊王の方向に導いたとされる。明治になって明治政府に出仕を求められ、主に詔勅をはじめとした公文書の起草・浄書に携わるとともに、太政官の書記官僚として土方久元に次ぐ立場にあった。また、巖谷については能筆家であったことで知られる。

巖谷は、田辺太一や塚本明毅とともに、明治7年～12年に修史局関係者を中心にした会合「一元吟社」の常連メンバーであり、巖谷は塚本に明治8年5月に書を送るなど親しい間柄であった<sup>15)</sup>。また、杉浦譲も、明治5年10月に巖谷よりも早く昇進することを固辞しようとして土方に説得されるなど、巖谷のことを気にかけていたようであり、それもあってか明治10年8月に杉浦が亡くなった後、その墓碑文は田辺が作成した文章を巖谷が書き記した。

## （二）まとめ

このように、杉浦譲及び塚本明毅は、巖谷修と親しい関係にあり、またこの3人は、外務省の田辺太一（当時は公信局長）とも幼馴染あるいは元同僚、又は歌会仲間として親しい間柄だった。「明治10年太政官指令」及び外務省における「竹島」及び「松島」をめぐる議論の主要人物がそのような間柄であったことは、「明治10年太政官指令」の当事者の「竹島」及び「松島」認識を探る上で決して無視できない事実であろう。

本件については、内務省の太政官への伺（「島地第六百六十四号」）が明治10年3月17日、太政官内の決裁（「立案第二十号」）の起案が3月20日、太政官の議案として登録されたのが3月27日、指令が出されたのは3月29日と迅速に処理された。このこと背景には、上述の人間関係に基づく円滑なコミュニケーションがあった可能性が高い。「立案第二十号」を起案したであろう太政官本局関係者の印で一番位が低いのは巖谷であり、したがって巖谷がその起案に重要な役割を果たしたはずである。巖谷は、「島地第六百六十四号」の内務省の担当部局長（杉浦）及び太政官での地誌担当部局の責任者（塚本）と親しいのであるから、本件の背景及び判断根拠などを尋ねた上で、「立案第二十号」を起案したと考えるのが自然であろう。

また、『竹島考證』において田辺が初登場するのは、齊藤七郎兵衛による「松島開島願書并建言」を踏まえた明治10年4月25日の在ウラジオストク貿易事務官瀨脇寿人による上申に対する付紙である。田辺は、同上申に対して「松島ハ朝鮮ノ鬱陵島ニテ我版図中ナラス齊藤某ノ願意ハ許可スルノ権ナキ旨答フベシ」という付紙を行っている。同付紙については、直前の3月に「明治10年太政官指令」が出されたことを杉浦、巖谷、塚本などのうちの誰かから聞いてのことであった可能性は否定できない。

---

<sup>15)</sup> 塚本『前掲書』（注12）184頁。



## (2) 当事者の「竹島」及び「松島」への関わり

次に本件以前の太政官及び内務省の当事者の「竹島」及び「松島」への関わりについて検討する。

### (イ) 幕府時代

まず最初に指摘すべきは、杉浦譲は外国方として、塚本明毅は軍艦方として、アルゴノート島を「竹島」とし、ダジュレー島を「松島」とする外国製の地図及び海図には慣れ親しんでいたであろうということである。特に、塚本明毅については、長崎海軍伝習所において測量技術を学んで自身「小笠原母島測量図」を作製している。また、塚本明毅については幕府海軍で勝海舟に近いと見なされていたようであり、勝海舟の失脚時には塚本も幕府陸軍に左遷されたり、勝海舟の家を訪問するなどしていた<sup>16)</sup>。勝海舟の「大日本国沿海略図」も知っていたと考えるのが自然だろう。実際に、内閣文庫にある「大日本国沿海略図」には、「正院地志課図籍之記」の蔵書印があり、正院地誌課時代（明治7年8月まで）に入手していた<sup>17)</sup>。

### (ロ) 藤茂親「竹嶋再検届」への回答（明治4年7月）及び岩倉使節団

藤茂親は、福岡藩出身の幕末の志士であるが、明治2年から明治3年にかけて隠岐県大参事、大森県大参事、浜田県大参事を務めている<sup>18)</sup>。藤は、隠岐県大参事の時に地元漁民の古老達から「竹嶋」のことを聞き関心を持ち、浜田県大参事の時に実際に「竹嶋」に人を派遣したとされる。福岡藩に帰った後、明治4年5月に「竹嶋航行漁獵願」、6月に「竹嶋再検届」を福岡藩庁に提出し、「竹嶋」（鬱陵島）での試験漁獵を願っている。「竹嶋再検届」においては「竹嶋」について「此島皇国ニテ小磯竹又松嶋ト称スルヲ朝鮮ニテ鬱嶋ト唱ヨシ但小磯嶋ト隠岐トノ中間ニ巨岩二ツ並ヘルヲ松嶋ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」の記載があり、鬱陵島と「竹嶋」と「松嶋」は同一の島であり、元々隠岐の古老から聞いた説なのか、「竹嶋」と隠岐の中間にある2つの巨岩を「松嶋」と呼ぶのはおそらく誤りであろうとしている。

同願書については、太政官に提出された後、太政官から民部省に検討に回され、7月2日に民部省で裁決が示され太政官に伝達されている。この時期、民部省で地理権正を務めていたのは杉浦譲であり<sup>19)</sup>、民部省での裁決の責任者は杉浦であったと考えられる。同裁決では、藤が「竹嶋」について日本の島であるかのように申し立てている（「日本嶋ノ様申立候へ共」）ことについて、民部省は、「傳聞已而確證無之一体右嶋嶼ノ位置ハ本朝ト朝鮮ノ間ニ在テ從

---

<sup>16)</sup> 同上、90頁。

<sup>17)</sup> 勝義邦（海舟）「大日本国沿海略図」国立公文書館所蔵（請求番号178-0064）。

<sup>18)</sup> 杉原隆「明治4年提出の二つの『竹島（鬱陵島）渡海願』」島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/meiji4-takeshimatokainegai.html>（最終アクセス2021年4月16日）。

<sup>19)</sup> なお、『杉浦譲全集』に掲載されている杉浦の日記「座右日誌」によれば、歯痛で休んでいた7月1日（大朔日）の朝、民部省地理司の役人が2名、杉浦宅を訪問したことが記載されている。『杉浦譲全集』3、115頁。

来版圖不分明ニ付往々兩國間議論モ有之土地ノ趣ニ付假令試験ニモセヨ本朝人恣ニ漁獵等イ  
タシ候テハ夫カ為葛藤ヲ生シ小事ヨリシテ如何様ノ難事引起シ可申哉モ難量候間版圖確定有  
之迄ハ御聞届不相成方可然仍テ御下知按相添別紙返進此段申進候也」として藤の願書を却下  
すべきとしている。すなわち、「竹嶋」については所属がはっきりしておらず日本と朝鮮の  
間で議論がある土地であるので、たとえ試験とはいえ日本人が漁獵に従事すれば紛争を生じ  
させるおそれがあるから、版図確定までは願いは聞き届けられないというものである。

明治4年11月から岩倉使節団が欧米に派遣されるが、それにあたって調査が必要な事項  
をまとめた「出帆に付要用調物」<sup>20)</sup>という文書があり、「1唐太境界の事 1竹島 同断 1  
無人島 同断 1朝鮮交際始末之事 1琉球 同断」との記述があり、「竹島」が課題の一つ  
と位置付けられている。杉浦は、明治4年10月3日から、岩倉使節団留守事務局御用掛を  
兼務しており、同文書に「竹島」のことが記載されていたのは、藤からの「竹嶋」での漁獵  
願いを受けての問題意識であった可能性がある。

#### (ハ)「大日本国全図」及び『日本地誌提要』

『皇国地誌』の編纂のために明治5年10月に太政官正院外史所管の地誌課が設けられ塚本  
明毅が課長となったのは前述のとおりであるが、同課は、明治6年5月からウィーンで開か  
れる万国博覧会に日本地図を出品するという緊急の仕事を課された。長らく地誌課で塚本に  
次ぐ次席の立場にあった河田巖は、吉田東伍著『大日本地名辞書 汎論索引』(1907年)の「大  
日本地名辞書ノ前ニ書ス」においてこの時の様子を以下のように記している。河田によれば、  
まだ課が創設されたばかりであったため製図手もおらず陸軍省から雇って対応したとある。  
また、日本地図の作製にあたっては、「専伊能忠敬実測小図ニ據リ、腹地諸部ハ各地図ヲ参  
照」した。さらに、「国郡ノ大略ヲ記シテ」地図に添えることになり、紅葉山官庫本に加え  
静岡藩の徳川氏から昌平坂学問所において地誌編纂に用いていた地誌類数百冊の献本を受け  
て、作成にあたったという。この結果、明治6年3月に「大日本国全図」及び『日本地誌提  
要 第一稿』が完成し、製図師岩橋教章がこれらを携えウィーンに向かい、賞牌を送られた  
という<sup>21)</sup>。

---

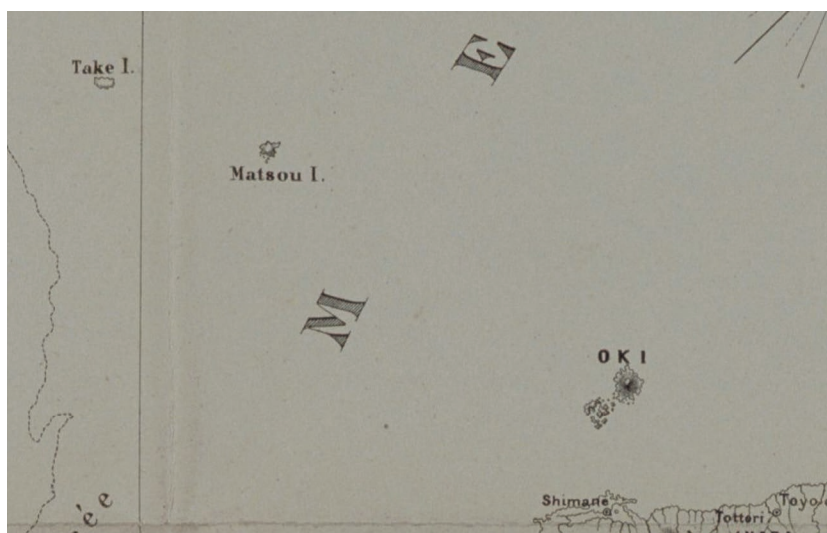
<sup>20)</sup> 『日本外交文書 条約改正関係 追補』(巖南堂書店、1953年)。

<sup>21)</sup> 河田巖「大日本地名辞書ノ前ニ書ス」吉田東伍『大日本地名辞書 汎論索引』二版(富山房、1907年)27頁、  
同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2937061> (最終アクセス  
2021年4月16日)。

①「大日本国全図」



「大日本全図（欧文）」（タイトル部分）



「大日本全図（欧文）」（部分）

この時に岩橋教章が携えていった「大日本国全図」はおそらく失われていて存在しない<sup>22)</sup>。しかしこの時の「大日本国全図」の「竹島」及び「松島」の記述がどうであったかを示唆する2つの地図がある。

---

<sup>22)</sup> ウィーン万国博覧会の荷物を掲載していたフランス船は伊豆沖で沈没しているため、その際に失われた可能性がある。「足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積仏国郵船沈没」『太政類典』第2編明治4年～明治10年第172巻産業21展覧場4（明治7年3月）所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/1381722>（最終アクセス2021年4月16日）。

一つは、公文附属の図第 55 号の「大日本全図（欧文）」である<sup>23)</sup>。地図のタイトルには、フランス語で“CARTE”、“L’EMPIRE DU JAPON”、“publiée par la Commission Impériale”、“L’Exposition universelle”、“Vienne 1873”とあり、明治 6 年のウィーン万国博覧会関連の地図であることがわかる。田中芳男他『澳国博覧会参同記要』「第三十章 澳国博覧会後岩橋教章事歴」によれば、岩橋氏は、博覧会閉会后ケーケの石版印刷所に入って、各種の石版技術を修め、岩橋氏が在奥中に作製した石版書は現地で高い評価を得、そのうち数点を日本に持ち帰ったとある<sup>24)</sup>。確かに地図には、右下に“stich u. Druck d. geo. Anst. v. F. Köke in Wien”とあり、「F. ケーケ石版工房」の印刷物であることが示されており、岩橋が作製した在奥中に石板により作製した地図であると思われる。この地図では、西洋地図のアルゴノート島とダジュレー島の位置に“Take I.”と“Matsou I.”と描かれている。岩橋がわざわざ「大日本国全図」とは違う「竹島」及び「松島」認識を地図に記載したとは思えない。したがって失われた「大日本国全図」には、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」が描かれ、それが当時の太政官地誌課の認識であったと考えられる<sup>25)</sup>。

もう一つは、東京大学史料編纂所の「赤門書庫旧蔵地図」として保存されている「大日本国全図」の一つである「赤門書庫旧蔵地図-9-21」である。こちらは、例えば、明治 14 年 2 月に出版されて比較的広く出回った「大日本国全図」と異なり、島名と幾つかの岬を除き各令制国内の詳細な地名はほとんど記載がなく、代わりに灯台と電信局の位置が示されている。地図には作製時期等は示されていないが、公益財団法人「燈光会」ウェブサイト (<https://www.tokokai.org/history/>) で地図に記載のある灯台の建設時期を調べると確認できる範囲内では金華山灯台（明治 9 年 11 月 1 日）が最も新しいもののようであり、それ以降に作製された地図であると考えられる<sup>26)</sup>。同地図には、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」が描かれている。

---

23) 「公文附属の図・五五号 大日本全図（欧文）」（1877 年 3 月）国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/3797631>（最終アクセス 2021 年 4 月 16 日）。

24) 田中芳男、平山成信編『澳国博覧会参同記要』（森山春雍、1897 年）213-214 頁、国立国会図書館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/801730>（最終アクセス 2021 年 4 月 16 日）。

25) なお、「大日本全図（欧文）」は、「自明治元年至同 28 年 公文附属の図索引」によれば、1877 年 3 月に太政官記録掛が「庶務掛ヨリ引継」した結果、公文附属の図第 55 号として登録されたようである。「明治 10 年太政官指令」の検討・発令時期と重なっておりその検討にあたって参照された結果、移管されることになった可能性もあろう。

26) 実は同じ時期（1876 年 12 月）に別の「大日本国全図」が作製されており（東京大学史料編纂所所蔵赤門書庫旧蔵地図-9-6）、そちらは隠岐の北のすぐ上に北海道図と琉球諸島図が掲載されており「竹島」も「松島」も記載がない。この地図についてはフィラデルフィアで明治 9 年に開催された万国博覧会用に作製されたが、銅板彫刻の刻手が病気のため間に合わず後になって完成したものであろうということが指摘されている。鈴木純子『赤門書庫旧蔵地図』の『陸図』群 - 概要と特色 - 『近代移行期歴史地理把握のタイムカプセル「赤門書庫旧蔵地図」の研究』（2014 年）14 頁。





「大日本国全図」（赤門書庫旧蔵地図-9-21）（部分）

これらを踏まえると、少なくとも明治6年のウィーン万国博覧会時点での太政官地誌課の「竹島」及び「松島」認識は、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」であったということは確実に言えるであろう。さらに、その認識は、アルゴノート島の実在が怪しまれるようになった時期でもあり、「竹島」及び「松島」について杉浦譲内務省地理頭と塚本が意見交換をした明治9年末でもそのような認識が維持されていた可能性がある<sup>27)</sup>。

なお、杉浦譲についても、明治5年1月29日付でウィーン万国博覧会御用掛を兼務しており、日本政府の展示内容について少なくとも情報を得る立場にいたと考えられる。島津俊之和歌山大学教授は、杉浦の「同年9月18日の日記には「塚本氏徴為博覧会等出仕」とあり、塚本明毅も博覧会の事務に関与していたことがわかる。ウィーン万国博覧会への地図出品には、彼らの意向が反映していた可能性もある。」<sup>28)</sup>と指摘している。杉浦が「竹島」について関心を抱いていたであろうことは、(ロ)で上述したとおりであり、「大日本国全図」に「竹島」及び「松島」がどう描かれていたかは把握していたのではないかと推測される。

## ②『日本地誌提要』

一方、ウィーン万国博覧会に提出された『日本地誌提要 第一稿』（以下『第一稿』という。）については、「隠岐国」の「島嶼」のところに「又西北竹島アリ朝鮮地方ヲ距ルテ遠カラズ」と記載があるだけであった。

<sup>27)</sup> ここで「可能性がある」として「可能性が高い」としなかったのは、図郭外に筆書きで「草稿」とあり、古いいらなくなった「大日本国全図」の原図に、灯台と電信局の情報を書き入れた可能性も否定できないからである。

<sup>28)</sup> 島津「前掲論文」（注13）108頁注9。

『第一稿』については上述のように紅葉山官庫本や徳川氏の献本をベースに急いで作成したものであったので、太政官地誌課は「専ラ図籍上ニ就テ編纂有之實驗ニ涉ラサルニ付事実相違遺脱ノ條件不少」であることを認識し、「訂正例則」を示して、開拓使及び各府県に対して管内の記述部分を訂正し、特に不明点について実地調査に基づいて提出するよう命じた<sup>29)</sup>。塚本明毅が後年、杉浦讓に対して、書籍における「松島」の記述について「松島之方ハ専書無之候」として何冊かの本に散見される程度であると述べている<sup>30)</sup>ことを踏まえても、急いで作られた『第一稿』に「松島」の記述がないとしてそれほど不思議はないであろう。

この「竹島」部分については、鳥取県<sup>31)</sup>は隠岐出張所とのやりとりの末に<sup>32)</sup>、太政官正院地誌課に対し訂正原稿を提出した。それは、「又此国ノ西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ土俗相伝フ穩地郡福浦港ヨリ松島エ海路凡百四十八里四分五厘余竹島エ海路凡二百十二里・七厘余朝鮮エ海路凡二百九十六里九分■余ト未ダ実測セス」というものであった<sup>33)</sup>。

最終的に、正院地誌課は、各島間の距離表示を除き、鳥取県の修正提案の多くをそのまま受け入れ、最終的に「又西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ。土俗相傳テ云フ。穩地郡福浦港ヨリ松島ニ至ル。海路凡六拾九里三拾五町。竹島ニ至ル。海路凡百里四町餘。朝鮮ニ至ル海路凡百三拾六里三拾町。」(『日本地誌提要』明治7年12月)という文言となった<sup>34)</sup>。明治11年1月に刊行された『日本地誌提要』でも同じ文言が維持されている<sup>35)</sup>。

ここでいう「竹島」と「松島」が現代のいずれの島を指すのかは『日本地誌提要』の記述からだけでは必ずしも明確ではない。『日本地誌提要』に記載された各島間の距離は、旧来の絵図に基づくものであるから「竹島」=鬱陵島、「松島」=現在の竹島と主張するむきもあるかもしれないが、鳥取県の報告も「未ダ実測セス」とし、『日本地誌提要』も「土俗相傳

---

29) 「開拓使府県へ達 正院」(1873年3月24日)、『太政類典』第2編明治4年～明治10年第43巻官規17図籍1所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/1367271> (最終アクセス2021年4月16日)。

30) 『前掲文書』(注6)。

31) この時期、隠岐を管轄していたのは鳥取県であった。

32) この間の鳥取県と隠岐出張所のやりとりについては島根県竹島資料室の内田てるこ氏から情報提供いただいた。隠岐出張所からの1873年6月の最初の回答に対して、鳥取県は同7月に、竹島は隠岐の所領かどうか、隠岐からの距離はどれくらいか、竹島の近くに松島があるが、これも隠岐の所領か、距離はどれくらいあるかなど詳しく調査するように求めた。それに対して隠岐出張所は、1873年9月12・15日に鳥取県に回答した。隠岐出張所は、穩地郡八尾村の商人森忠五郎から同人が漂流して鬱陵島に上陸し、また現在の竹島を目撃したことについて聞きとった内容を報告している他(「竹島ノ辯」)、「隠岐国島名並周廻記」の別紙にて旧来の絵図に基づく距離(竹島へ百里、松島へ七十里、朝鮮へ百四十里)を海里に直した数字を報告しており、鳥取県が正院地誌課に報告した距離はこれと同一である。「竹島ノ辯」については、杉原隆「リアンクール号と同じ年竹島、松島を見た隠岐の商人―隠岐からの『日本地誌提要』原稿が記す「竹島ノ辯」について―」島根県ウェブサイト「Web竹島問題研究所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/okinoshounin.html> (最終アクセス2021年4月16日)。

33) 須田晃久家(須田主殿旧蔵)文書、松江歴史館所蔵。

34) 『日本地誌提要』卷ノ五十「隠岐」国立公文書館所蔵(請求番号:267-0175)。

35) 『日本地誌提要』卷ノ五十「隠岐」国立公文書館所蔵(請求番号:ヨ291-0300)。

テ云フ」としているから、太政官正院地誌課として、距離表示については信頼性が高いとは考えていなかったのであろう。むしろ、重要なのは「西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ」という記述が断定調で記載されていることである。この一文だけを見れば、「大日本国全図」に記載されている「竹島」・「松島」と整合的であり、太政官正院地誌課としては、明治6～7年時点では、アルゴノート島＝「竹島」、ダジュレー島＝「松島」と理解していたということであろう。

### (3) まとめ

以上を踏まえると、杉浦譲にせよ、塚本明毅にせよ、太政官本局関係者にせよ、「明治10年太政官指令」以前での「竹島」及び「松島」への関わりを見ると、「松島」を現在の竹島と認識していたことを示す要素は見当たらない。

さらに、もう一つ記述すべき事情として、外務省での「竹島」及び「松島」に関する議論を『竹島考證』にまとめた北澤正誠は、太政官修史局地誌掛に明治9年12月まで勤めていて、なおかつ、塚本による地図及び地誌の編集をサポートする役割を負っていたということである。上述の「竹島」及び「松島」についての杉浦と塚本のやりとりが行われたのは明治9年11月であったのでこれについて承知していたと考えられる。

『竹島考證』には、「明治10年太政官指令」及びそれについてのやりとりについての記述は全くないが、太政官や内務省の「竹島」及び「松島」認識が外務省のそれと大きく異なったのであれば、『竹島考證』及び『竹島版図所属考』でそのことについて記述していると考えられる。実際には、太政官や内務省の認識に関する記述は一切なく、太政官や内務省の地理的認識は、外務省のそれと大同小異であったのではないか。

圖		製		輯		編		戊午 自明治 至同 年七月
						修 撰		能 括 塚 本 明 毅 北 澤 正 誠 新 藤 正 誠
柳 赤 松		出		土 服 小 島 政 部		協		

東京大学史料編纂所所蔵『修史局地誌掛考課表』  
(内務省地理局文書 D-002) (部分)

## 3. 太政官／内務省が見たであろう「竹島」及び「松島」に関する地図・文書

### (1) はじめに

次に「明治10年太政官指令」に至るプロセスにおいて、太政官／内務省が見たであろう地図・文書について検討を行う。まず最初に指摘すべきは、明治10年当時、中央政府には、「竹島」及び「松島」について、(イ)江戸時代からの旧来の地図・文書、(ロ)朝鮮の地誌や朝鮮政府から入手した情報を元に作成した地図・文書、(ハ)欧米の地図や情報、の3種類の情報が流入していたということである。

(イ) 江戸時代からの旧来の地図・文書については、太政官修史局地誌掛から内務省地理寮に貸し出した『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』に加え、『隠州視聴合記』や長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」など江戸時代から明治初期に作製された民間の地図類などである。これらにおいては、「竹島」と「松島」の二島の存在が指摘されている、あるいは示唆されている。ここに記述のある「松島」は現在の竹島なのであるが、明治初期の日本政府の関係者は、「松島」が、当時「リアンコールト石」、「フリウツ瀬、メネライ瀬」あるいは「ホルネットロックス」と呼ばれた島（つまり、現在の竹島）であると、読解したとは限らないことに留意する必要がある。

(ロ) 朝鮮の地図・地誌や朝鮮政府から入手した情報を元に作成した地図・文書については、『新增東国輿地勝覧』などの朝鮮で作成された地誌に加え、江戸時代から明治の初期にかけて、朝鮮の地誌や朝鮮政府から得られた情報をベースにした地図が官民で作製されている（図表2）。これらの地図には複数のパターンがあり、a『新增東国輿地勝覧』の「八道総図」のように西から于山島、鬱陵島の順番で記載されているもの、b 鬱陵島の右下に鬱陵島よりもずっと小さい島として于山島が書かれるもの、及びc 鬱陵島のみが大きな島として描かれ「于山国、鬱陵島、弓嵩（イソタケ）、竹島」という情報が描かれるものである。a及びbの地図においても鬱陵島が「竹島」あるいは「イソタケ」と呼ばれることを記載している地図もある（内閣文庫に残る朝鮮の地誌や地図を参照したと考えられる地図を図表2に整理した）。

(ハ) 欧米の地図や文書においては、存在しない島（アルゴノート島）＝「竹島」、ダジュレー島＝「松島」の認識が示されている。このような混乱が生じたのは、18世紀後半に、フランスとイギリスの船がそれぞれ鬱陵島を発見し、それぞれ「ダジュレー（Dagelet）島」及び「アルゴノート（Argonaut）島」と名付けたが、両者が測量した鬱陵島の緯度経度にはズレがあったことに由来する。この結果、その後、ヨーロッパで作製された地図にはこの二つの鬱陵島が別々の島として描かれるようになり、シーボルトが1840年に「日本図」を作製するにあたり、アルゴノート島を「タカシマ」、ダジュレー島を「マツシマ」と記載、そのような認識が広まることとなった。しかし、明治時代に入ると、欧米の地図では、このアルゴノート島については存在が疑われるようになり破線で描かれるようになる。例えば、「修史館消印證」（1871年版のみ）と「太政官記録印」（両方）があり、少なくとも1871年版は太政官の地誌部局も確実に見ていたと思われる“Black’s General Atlas of the World”1871年版及び1873年版によれば、アルゴノート島は破線で描かれるようになっていた<sup>36)</sup>（内閣文庫に残る外国地図の状況について図表3に整理した）。

それでは当時の日本の中央政府は（イ）～（ハ）いずれの情報が正しいと考えていたか。それは、日本の中央政府自体が作製した地図・文書を見ればわかる。なぜなら政府が単に収集・入手した地図・文書ではなく、積極的に作製した地図・文書であれば、そこに政府とし

---

<sup>36)</sup> China, “Black’s General atlas of the world” (1871年) 国立公文書館所蔵（請求番号E000722）及び Japan, “Black’s General atlas of the world” (1873年) 国立公文書館所蔵（請求番号E000710）。



での認識が現れるからである。鬱陵島 = 「松島」 = 「竹島」の認識を日本国内に法令として周知した太政官内達が出された明治16年頃までに中央政府が作製した「竹島」及び「松島」に関連する地図・文書を整理したのが図表1である。この表に見られるように、中央政府が作製した地図・文書のうち、「竹島」及び「松島」あるいは「松島」のみを記載した地図については、基本的に(ハ)をベースとしており、そして地図に現れる「松島」はいずれもダジュレー島である。現在の竹島(江戸時代の「松島」)は、「リアンコールト石」などと表記されており、これを「松島」とする文書や地図は一つも存在しない。

なお、(ロ)タイプ、朝鮮政府から提供された情報等をベースに中央政府が作製した地図も存在する(海軍水路寮「朝鮮全図」(明治6年10月)、陸軍「原板朝鮮全図之写」(明治9年7月)など)。しかし、図表2のこれらの地図の備考欄に記載したとおり、地図の方向や距離が不正確なものとして補助的に用いられるべきものとしている。

また、これらの(ロ)のタイプの地図からわかることは、鬱陵島は通常、日本でいう「竹島」であると理解されていたことである。現代の目からこの頃の地図をみると、ダジュレー島は明らかに鬱陵島の形状をしていることから、鬱陵島 = 「松島」であると認識していたと誤解しがちであるが、実際にこの頃の中央政府の地図や文書で鬱陵島 = 「松島」と認識していたことを示すものは見当たらない(個人の見解を示すものを除く)。例えば、『水路雑誌』第16号(明治12年4月)では、明治11年4月に軍艦「天城」がダジュレー島を調査した報告が掲載されているが、そこにはダジュレー島は「松島」としてのみ紹介されており、鬱陵島の島名への言及はない。日本政府全体として鬱陵島 = 「松島」 = 「竹島」の認識が確立したのは、明治13年9月の再度の軍艦「天城」による調査の後であった。

## (2) 太政官／内務省における中央政府作製の文書・地図の保有状況

それでは、太政官／内務省におけるこれらの中央政府作製の文書・地図の保有状況は、どうであったか。もし、太政官／内務省がこれらの文書・地図を保有していなかったのであれば、太政官／内務省として現在の竹島 = 「松島」と判断した可能性はあるかもしれない。

図表1では太政官／内務省のこれら中央政府作製の文書・地図の保有状況も整理した<sup>37)</sup>。同図表にあるとおり、明治9～10年の本件の検討当時、太政官／内務省は、多くの中央政府作製の文書・地図を保有あるいはアクセスすることが可能であったことが分かる。中央政府が作製した地図において、「松島」とはダジュレー島を指すと太政官／内務省は認識していたとみなすことができる。もし、内務省が、本件において島根県が提出した「磯竹島略図」又は「原由之大略」に基づき、現在の竹島を「松島」すなわち「外一島」と判断したのであれば、一般的な中央政府の理解の「松島」とは異なることになり、太政官が誤解しないよう「松島」が現在の竹島を指すことをわかるように明記していたはずと考えられる。実際には、そのような記述はない。それどころか、他稿にもあるように、内務省が「島地第六百六十四号」において判断根拠として摘採しているのは『竹島紀事』の一部であり、そこには「松島」への言及は一切なく、「磯竹島略図」又は「原由之大略」は判断理由としては明記されていない。また、内務省地理寮が太政官修史局地誌掛から借用した『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』にも江戸時代の「松島」についての記述があり、これらも検討はされたはずだが、「島地第六百六十四号」では言及されていない。以上を踏まえると、内務省や太政官が、「明治10年太政官指令」における「外一島」すなわち「松島」を現在の竹島であると捉えていたと見なせる要素は見当たらず、「外一島」たる「松島」はダジュレー島を意図していたとしか考えられないのである。

---

<sup>37)</sup> 内閣文庫の起源については、1873年太政官正院歴史課に設置された図書掛にあるといわれる。同年5月制定の「歴史課事務章程」では、同掛が、太政官内の必要図書の交付を一括して扱うことになっていた。1880年になるとその業務は太政官書記官局記録課に移管し、同課が太政官内の図書の集中管理を行うことになる。詳しくは国立公文書館『内閣文庫百年史』増補版(1986年)3-4頁。このような経緯を踏まえ、内閣文庫所蔵文書・地図については、以下の所蔵印があるものについて太政官／内務省のアクセスが可能であったものと判断した。①「正院地志課図籍之記」、「史官之印」、「内史文庫」「地誌備用図籍之記」「修史館消印證」などのように修史・地誌部門や太政官内正院内で保有されることによりアクセスが可能であったことと考えられるもの、②「編脩地志備用典籍」、「秘閣図書之章」、「大学蔵書」、「書籍／館印」、「浅草文庫」などのように、旧紅葉山文庫所蔵本あるいは昌平坂学問所所蔵本や当時の図書館で公開されていたものなどで、太政官／内務省がアクセスを有したと考えられるもの、③「太政官記録印」、「大日本帝国図書印」のように後年になってから図書管理を担当することとなった機関(太政官記録課及び内務省図書局)が保有していたことがわかる文書・地図で、作製年が1877年3月以前のものでなおかつ元の保有機関が他省庁であることがわかる所蔵印のないもの。「赤門書庫旧蔵地図」については、「地誌備用図籍之記」印があるものについて太政官／内務省の地誌部門がアクセスが可能であったと判断した。地誌部門自身が作製した地図についても、所蔵印がなくても当然ながらアクセスは可能であったものと判断した。なお、地誌部門については、太政官と内務省の間で組織の移動を繰り返していたため、「明治10年太政官指令」が出された時点で太政官修史館の地誌部門と内務省地理局でアクセスが可能であった地図・文書をそれぞれ峻別することは困難である。外務省については内閣文庫に所蔵される地図・図書のうち、「外務省図書記」及び「在清国日本公使館所蔵記」などの所蔵印が押されているものを外務省のアクセスが可能であったと判断した。なお、当然のことであるが、所蔵印の検討は、当時の太政官／内務省の「竹島」及び「松島」の認識を確認するためのものであって、太政官／内務省が参照することができた地図及び文書を遺漏なく挙げているわけではなく、また太政官／内務省が、個々個別の地図・文書を「明治10年太政官指令」の検討過程で参照したと主張しているわけではない。

### (3) 外務省との比較

図表1では外務省における保有状況も整理している。同表に見られるように、太政官／内務省と外務省における「竹島」及び「松島」に関する中央政府発行の文書・地図の保有又はアクセス可能かの状況を比較すると、多少の相違はあるものの大きな違いは存在しない。すなわち、資料の保有状況から検討すると、太政官／内務省が、「松島」及び「竹島」について外務省と大きく異なる認識（「松島」=現在の竹島）を有していたことを示す要素は見当たらない。

## 4. おわりに

池内敏名古屋大学教授は、その著書において公文録関連文書だけを見ると「内務省で調査作成した書面が5点であり、その5点はすべて竹島（鬱陵島）であり、その5点はすべて竹島（鬱陵島）に関わる元禄竹島一件の関係記録ばかりである。松島（竹島）に関わって中央政府が調査した形跡は皆無であり、松島（竹島）への言及は島根県調査書面二面に限られる。この一件綴り（=公文録関連文書）の限りで言えば、中央政府は、松島（竹島）の実情をきちんと把握していなかったのではないかとする疑念を生じるかもしれない。」としている。そして、『磯竹島覚書』が内閣文庫に保存され、その表紙に「内務省地理局」と記載され、内務省の廻議用箋が用いられていることを根拠に、「内務省地理寮（地理局）が松島（竹島）について調査を行った証拠」としている。なぜなら、『磯竹島覚書』は、元禄竹島一件における元禄8（1695）年12月25日の鳥取藩の幕府への回答書（竹島、松島は因幡伯耆に属する島ではない旨を回答）を含むからというのである<sup>38)</sup>。

ここで、池内教授の主張の問題は2つある。一つは、「松島」=現在の竹島という前提から議論を行っていることである。上述のように、中央政府が自ら「松島」に関する認識をその地図又は文書に示すときは、ダジュレー島＝「松島」としており、現在の竹島を「松島」とする地図・文書は存在しない。2. で当事者の経歴（「竹島」及び「松島」に関する業務経験を含む）や人間関係、それに3. で内務省や太政官で参照されたであろう地図や資料を検討したが、内務省や太政官が「松島」=現在の竹島と認識していたことを示す要素は見当たらない。「明治10年太政官指令」における「外一島」すなわち「松島」が現在の竹島であると主張するのであれば、まず、太政官／内務省が明治10年当時、現在の竹島を「松島」と認識していたことを示す資料の提示が必要であろう。

第2には、『磯竹島覚書』という単独の資料でもって、内務省の「松島」に関する判断を結論付けていることである。確かに上述のように、内務省地理寮は、同書を太政官修史局地誌掛から借り受けており、同書を（他の関連資料とともに）検討した形跡はある。とはいっても、内務省が「島地第六百六十四号」において判断根拠として摘採しているのは『竹島紀事』のみであり、「磯竹島略図」も「原由之大略」はあくまで島根県の伺の一部として扱われ、『磯

---

<sup>38)</sup> 池内『前掲書』（注2）（2016年）113-114頁。

竹島覚書』には全く言及されていない。むしろ、内務省の認識は、これらの文書を根拠として採用しなかったことにあるという見方もあり得よう。

もちろん、「島地第六百六十四号」に言及のある『竹島紀事』以外の資料についても太政官／内務省は検討していたであろうから、太政官／内務省の認識を探る上で、それらを検討することは重要である。その場合は、関係者の経歴や人間関係、当時の状況に照らして、太政官／内務省が見たであろう資料をできるだけ包括的に検討することが重要である。犯しがちな間違いではあるが、自らの願望をもって何の根拠もなく一つの資料を「決定的証拠」として重視することは、大きな誤りの元である<sup>39)</sup>。

---

<sup>39)</sup> この観点からは、当時の明治政府は決して（イ）のタイプ、すなわち江戸時代からの旧来の地図・文書をないがしろにしていたわけではない。むしろ、『竹島考證』での議論を見ると、これらの地図・文書は、「竹島」及び「松島」が一島二名ではなく、「竹島」と「松島」別々の島であることを主張する根拠として活用されている。しかし、ここで注意しなければならないのは、ここでいう「松島」として想定されているのは現在の竹島ではないということである。元々（イ）の江戸時代からの旧来の地図・文書と（ハ）欧米由来の地図それぞれにおける「竹島」及び「松島」はいずれも二島あることを示すものとして整合的に捉えられていた。しかし、欧米地図におけるアルゴノート島＝「竹島」が存在しないことが明らかになると、その状況をどう整理するのか検討することが必要になった。一つの整理の仕方がダジュレー島＝「松島」＝「竹島」であったのだが、二島論者は、長崎・ウラジオストク航路における渡航経験に加え、日本の古文献に二島あると記載されていることを根拠に一島二名論に抵抗したのであった。『竹島考證』は、そのような議論の流れをきれいに見せてくれる。現在の竹島が、なぜ「松島」であることに思いが至らなかったといえ、議論の前提が、「松島」は林業や農業が期待できる大きな島であるということにあったからである。



(図表 1) 政府が明治初期に作成した地図及び文書に見る「竹島」及び「松島」認識

地図／文書名（作成者）（作製年）	太政官／内務省のアクセスが可能だったか（括弧内は判断根拠となった所蔵印等）	外務省のアクセス
(参考) 豊臣時代からの呼称	—	—
(参考) 江戸時代の呼称（大谷家・村川家の呼称）	—	—
(参考) 「日本図」（シーボルト）（1840年） <sup>1</sup>	不明	不明
(参考) 「大日本国沿海略図」（勝海舟）（1867年） <sup>2</sup>	○（「正院地志課図籍之記」）	○（「外務省図書記」）
(参考) 「竹嶋再検届」（藤茂親）（1871年） <sup>3</sup>	—	—
「官板実測日本地図」（大学南校）（1870年） <sup>4</sup>	○（「太政官記録印」、「内史文庫」等）	不明
「兵要日本地理小誌全図」（陸軍兵学寮）（1873年） <sup>5</sup>	不明	○（「外務省記録局」等）
「公文附属の図」55号「大日本全図（欧文）」（太政官正院地誌課岩橋教章？）（1873年） <sup>6</sup>	○（「正院地志課図籍之記」）	不明
「朝鮮全図」及び同附録（陸軍参謀局）（1875年） <sup>7</sup>	○（「正院記録」「太政官記録印」等）	○（「外務省記録局」等）
「朝鮮東海岸図」（海軍省水路寮）（1875年） <sup>8</sup>	○（「地誌備用図籍之記」（赤門書庫 12-86）	○（「外務省図書記」等）
「亜細亜東部輿地図」（陸軍参謀局）（1875年） <sup>9</sup>	○（「太政官記録印」等）	○（「外務省図書記」等）
「大日本海陸全図 联接朝鮮全国並樺太」（大後秀勝海軍省水路局製図課長）（1876年3月） <sup>10</sup>	不明	不明
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876年12月） <sup>11</sup>	○（地誌部門作成）	不明
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876年末以降） <sup>12</sup>	○（地誌部門作成）	不明
「大日本全図」（著者：陸軍参謀局・木村信卿）（1877年） <sup>13</sup>	○（「太政官記録印」等）	○（「外務省図書記」）
「大日本国海図」（工部省灯台局）（1877年以降）（但し、「1870年マデニ英国其他ノ諸国ニテ測量スル者ニ因ル」） <sup>14</sup>	○（「地誌備用図籍之記」（赤門書庫 5-16）	不明
「日本全図」（文部省宮本三平）（1877年9月） <sup>15</sup>	○（「太政官記録印」等）	不明
「大日本海岸実測図」うち「日本海岸全図」（海軍水路局）（1878年） <sup>16</sup>	不明	不明
「朝鮮國東岸水路誌」（天城艦長松村安種）（1878年7月） <sup>17</sup>	不明	不明
『水路雑誌』第16号（海軍水路局）（1879年4月） <sup>18</sup>	○（「太政官記録印」）	不明
「大日本府県管轄図」（内務省地理局地誌課）（1879年12月） <sup>19</sup>	○（地誌部門作成）	不明

	アルゴノート島(西洋地図にある幻の島)	ダジュレー島	現代の竹島
	—	磯竹島	
	—	竹島	松島
	タカシマ	マツシマ	記載なし
	竹嶋 (破線)	松島	リエンコフルトロック
	—	小磯竹又松嶋	松嶋 (藤自身はおそらく誤りと評価)
	記載なし	記載なし	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし
	Take. I.	Matsou. I.	記載なし
	竹島 (破線)	松島	地図の範囲外
	アルゴナフタ島(破線)	明治8年版: ダゼレタ島 明治9年12月改正: 裕島	ヲリウツ瀬、メ子ライ瀬
	竹島 (破線)	松島	記載なし
	記載なし	松島	ヲリウツ瀬、メ子ライ瀬
	記載なし	記載なし	記載なし
	竹島	松島	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし
	タコシマ (位置未詳)	マツ島	記載なし
	竹島 (破線)	松島	記載なし
	記載なし	松島	リアンコールト石
	「此島ハ必ス無ルヘシト定ルモ恐ラク大害ナカルヘシ」	松島	記載なし
	記載なし	松島	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし



明治期に中央政府が作製した地図で、「松島」=現代の竹島とした地図は存在しない。「松島」はいずれもダジュレー島を指す。日本政府が、鬱陵島=「松島」という認識を確立したのは明治13年6月の軍艦「天城」の調査の後と考えられる(それまでは鬱陵島=「竹島」という認識の方が強かった)。



明治10年3月  
「明治10年太政官指令」

地図／文書名（作成者）（作製年）	太政官／内務省のアクセスが可能だったか（括弧内は判断根拠となった所蔵印等）	外務省のアクセス
「大日本国全図」（内務省地理局地誌課）（1880年6月） <sup>20</sup>	○（地誌部門作成）	○（「外務省図書記」印等）
「水路報告第33号」（海軍水路局）（1880年9月） <sup>21</sup>	○（「太政官記録印」）	○「竹島考證」に掲載
『竹島考證』（そのダイジェスト版『竹島版図所属考』）（外務省北澤正誠）（1881年8月） <sup>22</sup>	—	—
「大日本府県分轄図」（内務省地理局）（1881年6月） <sup>23</sup>	○（地誌部門作成）	不明
『水路雑誌』第41号（海軍水路局）（1882年1月） <sup>24</sup>	○（「太政官記録印」）	不明
「朝鮮全岸」（海軍水路局）（1882年） <sup>25</sup>	不明	○（「外務省図書記」印等）
「朝鮮及東三省図」（製作者・制作年不明） <sup>26</sup>	不明	○（「外務省図書記」印等）
「朝鮮全図」（内務省地理局）（1882年8月） <sup>27</sup>	○（「地誌備用図籍之記」等）	○（「外務省図書記」印等）
「日支韓航路里程一覽略図」（海軍水路局）1882年 <sup>28</sup>	○（「太政官記録印」）	○（「外務省図書記」印等）
太政官内達（1883年3月） <sup>29</sup>	—	—
（参考）明治期（1883-1905）	—	—

※「大日本及近傍諸国図」（国立公文書館内閣文庫（請求番号271-0141））、『日本地誌提要』（太政官地誌課、1874年（国立公文書館内閣文庫（請求番号267-0175）））、『日本地誌略』（文部省、1874年（広島大学教科書コレクションデータベース））、『日本地誌要略』（『日本地誌略』の編輯にあたった大槻修二が私撰したもの。1875年（国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1084333>））については、それぞれ地図中又は文中に「竹島」及び「松島」の記載があるが、各々実際のいずれの島を指すという認識で記載されたのか、各資料からだけでは不明瞭であるため表に含めていない。なお、『日本地誌要略』の改訂版（1888年（国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/990339>））に掲載される「大日本国全図」に記載のある「竹島」「松島」は、明らかにアルゴノート島とダジュレー島である。

※以下の地図には、国立公文書館及び東京大学史料編纂所などに複数保管されているものがあり、その場合は、なるべく太政官／内務省がアクセスがあったと判断できる地図の請求番号をあげている。

- 1 国立歴史民俗博物館秋岡武次郎古地図コレクション
- 2 国立公文書館内閣文庫（請求番号178-0064）など
- 3 「藤茂親竹島航行漁獵願」（国立公文書館『公文録』・明治2年第185巻己巳6月～辛未7月福岡藩 伺）<https://www.digital.archives.go.jp/img/2340463>
- 4 国立公文書館内閣文庫（請求番号177-0501）など
- 5 国立公文書館内閣文庫（請求番号3291-0375A）など
- 6 公文附属の図55号「大日本全図（欧文）」<https://www.digital.archives.go.jp/img/3797631> 「正院地誌課図籍之記」の印があるものは同じく国立公文書館にて閲覧可能（請求番号F006783）
- 7 国立公文書館内閣文庫（請求番号178-0486）など
- 8 国立公文書館内閣文庫（請求番号3558-0088\_0100）など
- 9 国立公文書館内閣文庫（請求番号265-0164）など
- 10 国立国会図書館（請求記号YG913-1680）
- 11 東京大学史料編纂所（赤門書庫旧蔵地図-9-6）
- 12 東京大学史料編纂所（赤門書庫旧蔵地図-9-21）

	アルゴノート島(西洋地図にある幻の島)	ダジュレー島	現代の竹島
	記載なし	記載なし	記載なし
	—	松島	—
	記載なし	竹島及び松島	記載なし
	竹島	松島	記載なし
	記載なし	松島	記載なし
	地図の範囲外	地図の範囲外	地図の範囲外
	地図の範囲外	地図の範囲外	地図の範囲外
	記載なし	松島	記載なし
	記載なし	松島	リアンコールト石
	—	松嶋又は竹島	
	存在せず(民間地図にはかなり後まで残存)	竹島又は松島	リャンコ島

海軍は、この時点で「松島」=鬱陵島であることを確認したと考えられる。

外務省は、この時点で「松島」=「竹島」=鬱陵島であることを確認。

明治14年12月、「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」をめぐるやりとりで外務省は、内務省に対して「松島」=「竹島」=鬱陵島であることを伝達。

明治16年、太政官は鬱陵島=竹島=松島の認識を全国に伝達。

- 13 国立公文書館内閣文庫(請求番号177-0297)など
- 14 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-5-16)
- 15 国立公文書館内閣文庫(請求番号3291-0415)など
- 16 国立公文書館内閣文庫(請求番号特77乙-0001)
- 17 「外出953天城艦朝鮮全羅忠清両道測量略図取調ノ件ニ付水路局エ下付(2)」『公文類纂明治11年後編巻34本省公文術部3止』(防衛省防衛研究所海軍省-公文類纂-M11-79-383)
- 18 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0032)
- 19 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-3-1)など
- 20 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-7-10)など
- 21 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0076)
- 22 北澤正誠『竹島考證』下(国立公文書館請求番号単01649100) <https://www.digital.archives.go.jp/img/672392>
- 23 国立国会図書館(請求記号特67-601) <https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/767634>

- 24 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0032)
- 25 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0088\_0098)など
- 26 国立公文書館内閣文庫(請求番号3292-0195)
- 27 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-5-30)など
- 28 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0054C)など
- 29 「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」(国立公文書館所蔵『公文録』・明治16年第13巻明治16年3月~4月外務省)



(図表 2) 内閣文庫にある朝鮮の地誌又は地図を参照等したと考えられる地図等

(地図名、製作者)	製作年	所蔵場所	請求番号等	所蔵印
「朝鮮図絵図」	不明	国立公文書館	史 199-0004	「秘閣図書之章」
「朝鮮八道図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	177-0211	「在清国日本公使館所蔵記」
「朝鮮見取全図」(製作者不明)	不明(「竹島資料ポータルサイト」によれば1767年以降)	国立公文書館	177-0218	「外務省図書記」、「外務省記録局」
「朝鮮国図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	178-0449	「大学蔵書」、「書籍館印」、「図書局文庫」、「地誌備用図籍之記」
「朝鮮国図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	178-0446	「編脩地志備用典籍」、「浅草文庫」、「日本政府図書」
朝鮮京都ヨリ日本大坂マテ西国海辺船路之図(選者:片岡氏)	延享05年(1748年)	国立公文書館	178-0049	「編脩地志備用典籍」、「大学校図書之印」
「朝鮮八道之図」(「三国通覧朝鮮図」(著者:林子平))	不明	国立公文書館	178-0343	「編脩地志備用典籍」、「秘閣図書之章」、「日本政府図書」
「朝鮮八道之図」(「朝鮮国全図 三国通覧図説零本」(著者:林子平))	天明05年(1785年)	国立公文書館	178-0447	「編脩地志備用典籍」、秘閣図書之章、「日本政府図書」、「地理寮地誌課図書之記」
「新訂万国全図」(校訂者:高橋景保)	文化07年(1810年)	国立公文書館	186-0758	紅葉山文庫(「国立公文書館デジタルアーカイブ」による)、「日本政府図書」
「朝鮮国地理図」	明治05年(1872年)模写	国立公文書館	178-0692	「図書局文庫」、「地理寮地誌課図書之記」、「正院地志課図籍之記」
「朝鮮全図」(編者:大日本海軍水路寮井田道壽 刻)	明治06年(1873年)10月	国立公文書館 東京大学史料 編纂所	177-0225 赤門書 庫旧蔵地図 12- 84	177-0225「外務省図書記」 赤門書庫旧蔵地図 12-84 「地誌備用図籍之記」

(黄色ハイライトは、明治政府作製地図)

(西から島の順番)	島の形状等	備考
「于山島」、「蔚陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
(右から左に改行して)「于山国、蔚陵島、弓嵩(イソダケ)、竹島」	横に長い楕円形の一つの島の形。	
蔚陵島、その右下に于山島。	朝鮮沿岸に極めて近く。いずれも同じ大きさぐらいの0型。その間に4つ程の小さい島。	
(一つの島として)(右から左に改行して)「蔚陵島、于山国、弓嵩(イソダケ)」	一つの丸い島。イソダケは山のように描かれている。	
(一つの島として)「蔚陵島、于山国、弓嵩(イソダケ)」	一つの丸い島。イソダケは山のように描かれている。	
「于山」、「蔚陵」	朝鮮沿岸に極めて近く。いずれも同じ大きさ。	
八道総図:「于山島」、「うつ <sup>*</sup> 陵島」の順 江原道:「于山島」、「うつ <sup>*</sup> 陵島」の順	八道総図: いずれも縦長の米粒型。 江原道: いずれも横長の米粒型。	表紙に「海外総国之部」とあり、皇国地誌の編纂のために収集された資料と思われる。もともとは朝鮮出兵(文禄年間)の際に九鬼氏の家来が朝鮮で模写。元の模写本の持ち主は野津常勝。
「于山島」、「蔚島」の順	于山島はコッペパン、蔚陵島は金平糖の形。于山島の方が大きい。	銅版。「案朝鮮国沿岸経実測者甚希至其内部最欠之林子平嘗作朝鮮国全図然唯不過指示八道其餘半涉影響去年春日艦航海至其図得此国而帰今閱之其方向界址大半迷誤與尺不度一唯於其地各島稱総出彼邦人之手縷悉言之確鑿可拠故今覆寫之以姑補我寮之缺云数年之後寮測挙即固不免其写為贅也」

\*「勞」の上半分に、下側の左側は「民」右側は「寸」

(地図名、製作者)	製作年	所蔵場所	請求番号等	所蔵印
「朝鮮国細見全図」 (編者：染崎延房 識／画工：石塚寧 斎縮寫)	明治 06 年 (1873 年) 11 月	国立公文書館	177-0213 ~ 0216、178-0471	213, 214 「外務省図書記」 215 「外務省記録局」 216 「外務省図書記」、 「在清国日本公使館所蔵 記」 471 「左院蔵書」、 「史官之印」、「内史文庫」、 「太政官記録印」、「日本政府 図書」
「朝鮮誌略」(東条 保編)(佐田白茅 献本)	明治 08 年 (1875 年) 2 月	国立公文書館	271-0201	「外務省図書記」
「朝鮮国全図」(著 者：沢井満輝)	明治 08 年 (1875 年) 2 月	国立公文書館	178-0482	「日本政府図書」
「朝鮮国全図」(金 鱗昇・音、瀬脇壽 人・校)	明治 09 年 (1876 年) ?	国立公文書館	177-0220	「在清国日本公使館所蔵 記」
「原板朝鮮全図之 写」(「海左全図」) (原図は、陸軍大 尉 勝田四方蔵、 陸軍少尉 益満邦 介 同誌)(原図 名は「朝鮮全図」)	明治 09 年 (1876 年) 8 月 (原図)	国立公文書館	177-0234	「外務省図書記」、「外務 省書籍掛」、「河野」印
「原板朝鮮全図之 写」(「海左全図」) (原図は、陸軍大 尉 勝田四方蔵、 陸軍少尉 益満邦 介 同誌)(原図 名は「朝鮮全図」)	明治 10 年 (1877 年) 8 月 (原図)	国立公文書館	177-0212	「外務省図書記」

※明治 10 年頃までに作製の地図についてまとめたもの(鬱陵島等の記載のあるものに限る)。

(西から島の順番)	島の形状等	備考
「鬱陵島」、その南方のかなり離れた南方に「于山島」	鬱陵島、于山島ともに比較的湾曲した複雑な海岸線を持つが、実際の鬱陵島や竹嶼の形とは大分異なる。于山島は、鬱陵島よりかなり小さい。	刊本。鬱陵島の右横に「日本ニテハ是ヲ竹島ト云」と記載アリ。下の「朝鮮国径緯」には、「鬱陵島ハ一名弓嵩（イソタケ）島ト云江原道ノ属島ニシテ三涉ノ地ヨリ水路一千里島ノ周廻凡百四五十里ト云」とある。
		「嶋嶼」のところに以下の記述あり。「鬱陵島或ハ子山島或ハ名弓嵩（キウカウ）ノ名アリ我邦竹島ト稱ス江原道ノ内ニアリ三年毎ニ一回水営ノ吏員ヲ遣リ此島ヲ検査ス水路一千里ト云」
(右から左に、改行して)「弓嵩、鬱陵島、于山国」	右上に頂点に向いた二等辺三角形のような形。巨大な島一つのみ。于山島なし。	
「于山島」、「鬱陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	于山島（カイサントウ）及び鬱陵島（ウリョントウ）の間に「日本ニテ之ヲ竹島ト云」と縦書きで記載。
「鬱陵島」、「于山」	鬱陵島はおにぎり型、その右下にずっと小さい山型の島で于山。	「此図ハ朝鮮漢城在留中理事宮本氏ニ議シテ彼政府ヨリ請求セシモノナリ此図タルヤ周囲ノ画線アルヲ以テ南北方図タルヲ知ルベシト雖トモ経緯線ノ区画ナク且ツ山河島嶼ノ位置錯乱セリ然レトモ各道ノ地名及ヒ京ヨリ各地ニ至ルノ里程等詳密ニ掲載シ我製図ノ缺漏誤謬ヲ補正スルニ足ル因テ朝鮮京城図ヲ併セテ収納シ以テ参考ニ備フル耳」
「鬱陵島」、「于山」	鬱陵島はおにぎり型、その右下にずっと小さい山型の島で于山。	「此図ハ朝鮮漢城在留中理事宮本氏ニ議シテ彼政府ヨリ請求セシモノナリ此図タルヤ周囲ノ画線アルヲ以テ南北方図タルヲ知ルベシ雖モ経緯線ノ区画ナク且ツ山河島嶼ノ位置錯乱セリ然レモ各道ノ地名及ヒ京ヨリ各地ニ至ルノ里程等詳密ニ掲載シ我製図ノ缺漏誤謬ヲ補正スルニ足ル因テ朝鮮京城図ヲ併セテ収納シ以テ参考ニ備フル耳」



(図表 3) 内閣文庫欧米系の地図等

(黄色ハイライトは、渡辺洪基「松島之議」に登場する地図等(※年は異なる可能性あり))

名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Lippincott's pronouncing gazetteer. Revised (1871)	国立公文書館	E000347	「翻訳局」(消)、「太政官記録印」
		E000348	「太政官文庫」
The Imperial Gazetteer; A General Dictionary of Geography (1873)	国立公文書館	E000447	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Philips Imperial Library Atlas (作製年不明)	国立公文書館	E000450	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Chuchley's Popular Series of Educational Maps World. Adapted for elementary instruction (作製年不明)	国立公文書館	E000708	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world(1873)	国立公文書館	E000710	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world (1871)	国立公文書館	E000722	「秘閣図書之章」(消)、「修史館消印證」、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world (1870)	国立公文書館	E006776	「外務省印信」(消)、「太政官文庫」
Philip's Comprehensive Atlas of Ancient and Modern Geography (1873)	国立公文書館	E000899	「左院蔵書」(消)、「内史文庫」、「史官之印」(消)、「太政官記録印」、「太政官文庫」
Chart of the World on Mercators projection (Hermann Berghaus, 1871)	国立公文書館	E002033	「太政官記録印」、「太政官文庫」
Collin's Series of Atlases The Student's Atlas (作製年不明)	国立公文書館	E003346	「大日本帝国図書印」、「太政官文庫」(「明治十二年購求」の印あり)
		E003355	不明印(消)「太政官記録印」(消)、「太政官文庫」
		E006696	「太政官文庫」、「外務省印信」(消)
		E008937	「農商務省図書」「内務省図書記」(消)、「太政官文庫」(「明治九年購求」の印あり)
Mitshell's Modern Atlas (1871)	国立公文書館	E13405	「書籍館印」、「浅草文庫」

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	Argonaut or Take-sima（実線）	Daglet I. or Matusima	Hornet Is. or Liancourt Rks. （島影は2つ）	
	記載なし	記載なし	Hornet Is.	
	点線（日本の頁では島名記載なし、アジアの頁と中国の頁では Argonaut I. と記載）	Matsu Sima (Dagelet I.)	Hornet Is.	アジアの頁では、Argonaut I. と Dagelet I. の間に点線あり。
	点線（アジアの頁と中国の頁では Argonaut I と記載。）	Dagelet I.	Hornet Is.（アジアの頁のみ。中国の頁は地図の範囲外。）	
	点線（アジアの頁と中国の頁では Argonaut I と記載。）	Dagelet I.	Hornet Is.（アジアの頁のみ。中国の頁は地図の範囲外。）	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	Argonaut I.	Dagelet I	Menelai I.	
	記載なし	Matsu Sima	Hornet Is.	
	記載なし	記載なし	記載なし	

名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Mitsshell's Modern Atlas (1872)	国立公文書館	E012255	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012256	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012258	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012259	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012260	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
Mitsshell's Modern Atlas (1873)	国立公文書館	E012261	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
The Family's Atlas Constructed by Eminent Geographers (1872)	国立公文書館	E004988	「法務省図書之印章」(消)、「太政官記録印」
The China Sea Directory Vol IV(Gt. Brit. Hydrographic Office) (1873)	国立公文書館	E006688	「太政官文庫」、「外務省図書記」
The Royal Atlas of Modern Geography (Alexander Keith Johnston) (1876)	国立公文書館	E009836	「日本政府図書」、「大日本帝国図書印」、「太政官文庫」
Handy Royal Atlas of Modern Geography (Alexander Keith Johnston) (1877)	国立公文書館	E015383	「日本政府図書」
The University Atlas of Classical and Modern Geography(1870)	国立公文書館	E014116	「日本政府図書」
Bacon's War Map of China and Japan (作製年不明)	国立公文書館	E021248	「日本政府図書」
A Map of China (The North China Daily News and The North China Herald) (作製年不明)	国立公文書館	E023733	「日本政府図書」
Preliminary Chart of Japan, Nipon, Kisiu and Sikoku and Part of the Korea from British and Foreign Government Surveys to 1870 (Gt. Brit. Hydrographic Office)	国立公文書館	E027003	「外務省図書記」、「日本政府図書」

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	記載なし	記載なし	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	Argonaut（実線）	Dagelet	記載なし	朝鮮沿岸に「鬱陵島」と「于山島」の中国名とみられる記載あり（Fan-ling-Tao及びTchian-shan-Tao）の記載あり。
	記載なし	MATU SIMA (Dagelet Island)	Liancourt Rocks	
	Argonaut（点線）	D a g e l e t o r Matsusima	記載なし	
	記載なし	D a g e l e t o r Matsusima	記載なし	
	Argonaut I.（実線）	Dagelet I	記載なし	
	Argonaut I.（点線）	Dagelet I	Hornet I <sup>s</sup> .	
	Argonaut I. (Take Shima)（実線）	Daglet I. (MatsuShima)	Hornet I <sup>s</sup> .	
	Tako sima orArgonaut P.D.（点線）	M a t s u S i m a (Dagelet I.)	Liancourt Rk <sup>s</sup> . (Hornet I <sup>s</sup> , Menelai & Olivutsa)	



名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Japan, Nipon, Kisiu and Sikoku and Part of the Korea from British and Foreign Government Surveys to 1874 (Gt. Brit. Hydrographic Office)	国立公文書館	E027002	「日本政府図書」
Nippon (Japan) (R. Henry Brunton M. Inst. C.E., F.R.G.S., Late Enginner in Chief to the Lighthouse Departent of the Japanese Govenment (1876)	国立公文書館	E027024	所蔵印見当たらず
Map of Asia (Engraved and Printed by W. & A.K. Johnston) (作製年不明)	国立公文書館	E027048	「外務省図書記」、「日本政府図書」
Colton's General Atlas (1872)	国立公文書館	E027089	「外務省図書記」、「外務省印信」、「日本政府図書」
The Harmsworth Atlas and Gazetteer (作製年不明)	国立公文書館	E27824C	「拓殖局印」、「日本政府図書」
The Harmsworth Atlas and Gazetteer (作製年不明)	国立公文書館	E029112	「日本政府図書」

※明治16年頃までに作製又はその可能性のある地図についてまとめたもの。

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	M a t s u S i m a (Dagelet I.)	Liancourt Rk <sup>s</sup> .	
	記載なし	Matsu shima	Rocks	
	島影あり（実線。島名記載なし）	島影あり（島名記載なし）	2つ島影あり（島名記載なし）	
	Tako sima I. Argonaut（実線）	Matsu sima I. Daglet（実線）	記載なし	
	記載なし	Matsu Shima(Daglet I.)	Liancourt Rks.	
	記載なし	Matsu Shima(Daglet I.)	Liancourt Rks.	